

# 平成30年春の火災予防運動実施要綱

鯖江・丹生消防組合

## 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

## 2 防火標語（平成29年度全国統一防火標語）

『火の用心 ことばを形に 習慣に』

## 3 実施期間（福井県）

平成30年3月20日（火）から3月26日（月）までの7日間

## 4 実施区域

鯖江・丹生消防組合管内

## 5 重点項目

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災防止対策の推進
- (3) 防火対象物における防火安全対策の徹底
- (4) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (5) 林野火災予防対策の推進

## 6 重点項目の細目

### (1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置徹底、適切な維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の普及促進
- オ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

### (2) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

(3) 防火対象物における防火安全対策の徹底

ア 違反是正の推進

- ・違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

イ 防火管理体制の充実

- ・夜間における防火管理体制の充実

ウ 自衛消防訓練、防火講話等の実施

- ・福祉施設において、夜間における自衛消防訓練の推進および防火講話の実施

エ 避難施設等および消防用設備等の維持管理の徹底

オ 防災物品および防災製品の使用促進

カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底および表示制度取組みの推進

キ 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

(4) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ア 催しを主催する者に対する指導

イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに関する指導

ウ 火気器具を使用する屋台等への指導

(5) 林野火災予防対策の推進

ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚

イ 気象状況に応じた火入れ手続き等の徹底

ウ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

(6) その他

ア 焚火等の拡大による火災発生防止対策の推進

イ 電気配線等および燃焼機器からの出火防止対策の周知